

〈手続きの流れ〉

① 公募のお知らせ

令和7年6月5日（木）

①県のホームページに掲載

② 取得要望書等の受付期間

令和7年9月4日（木）午後5時まで（
必着）（総務部管財課まで提出）

②提出書類

- ・ 取得要望書、誓約書、同意書、利用計画書
資金調達計画書、関係図面、財務書類等
- ・ 当該地が所在する市町の要望書（市町から
県へ直接）（任意）

※提出は、持参又は郵送（簡易書留）

③ 審査及び処分相手方の決定

書面により結果を通知します。

③事業の必要性、緊急性、実現性、資金計画
の確実性、利用計画の妥当性等を審査のう
え原則として受付期間終了後2か月以内
に処分相手方を決定します。

- ・ 複数の取得要望があり、処分相手方を1者
に決定できない場合、④の見積り合せによ
る契約希望価格が長崎県にとってより有
利な者を処分相手方として決定します。

④ 見積り合せ

④処分価格の決定

- ・ 契約希望価格の見積り合せにより、処分価格
を決定します。
- ・ 決定後、速やかに普通財産売払申請書を提出
していただきます。

⑤ 契約締結

- ・ 売買契約の締結は、県が指定する県有財
産売買契約書によります。
- ・ 5年間、当該公益事業の用に供する契約
内容となります。

⑥契約締結

- ・ 処分価格の決定の日から5日（土、日、祝日
を除く）以内に契約保証金（契約額の10%
以上）を納付してください。
- ・ 契約締結後、その契約内容（契約金額、契約
相手方名、用途等）を県ホームページに掲載
します。



⑥売買代金の支払

契約締結の日から30日（土、日、祝日を含む）以内

⑦売買代金の支払

- ・ 契約締結時に納付した契約保証金（契約額の10%以上）を売買代金に充当することができます。

※印紙税等契約に係る費用は落札者の負担となります（代金完納後、物件を引き渡します）。



⑦所有権の移転登記

⑧所有権の移転登記

- ・ 登記手続は県が行います
- ・ 5年間の買戻し特約を設定します
- ・ 登記に必要な書類を提出していただきます

※登録免許税等所有権の移転に係る費用は落札者の負担となります



⑧公益事業の用に供する時期

- ## ⑨契約締結の日から6か月以内に工事に着手し、工事着手後1年（又は2年）以内に工事を完了し、当該公益事業の用に供することとなります。
- ・ 特別な事情がある場合、上記期間に最高1年間を限度として延長することができます。

※違反した場合、違約金をお支払していただく場合があります。また、買戻し権の行使を行う場合もあります。